

臨時高齢者講習について

1 臨時高齢者講習とは

75歳以上の高齢運転者が基準行為(信号無視、一時不停止等18の交通違反)を行った場合、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

その結果、「記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。」と判定された運転者は、臨時の高齢者講習を受講しなければなりません。

2 臨時高齢者講習の通知を受けたら

臨時高齢者講習の受講日時、受講場所は、「臨時高齢者講習通知書」に記載されていますので、指定の受講日時・場所で講習を受講してください。

臨時高齢者講習は、臨時高齢者講習通知書を受け取ってから1か月以内に受講しなければなりません。やむを得ない理由で、講習が受講出来ない場合は、下記連絡先まで電話連絡をお願いします。

3 臨時高齢者講習を実施する場所

原則として、住所地の近くの自動車学校を指定しています。

指定の自動車学校以外の場所を希望する場合は、下記連絡先まで電話連絡をお願いします。

4 内容・持参するもの・時間・手数料

内容	持参するもの (服装)	時間	手数料
① 講義	臨時高齢者講習通知書 運転免許証等 筆記用具	2時間	受講する学校お問い合わせください
② 適性検査 ③ 実車指導			

※ 普通自動車非対応免許(二輪、原付、小特等)のみ受けている方

③の実車指導はありません(①②のみ受講)。

時間は1時間です。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課 (大分県運転免許センター) 高齢運転者支援係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000

<問い合わせ時間> 午前8時30分~午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)